

# 三郷市一般廃棄物処理基本計画の見直しのポイント

## 1. 見直しの目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、市町村の一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。計画期間は10年から15年程度で、概ね5年ごとに見直すことを基本とし、法体系や社会情勢の変化等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも必要に応じ見直しを行います。

今回は、以下に示す状況を受けて、中間目標について評価を行うとともに、令和8年度から令和11年度までの後期計画を策定するものです。

### (1) 全体計画の計画期間と目標年度

図1に示すとおり、令和元年度に策定した「三郷市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「全体計画」という。)は、計画期間を令和2年度～令和11年度、中間目標年度を令和7年度としています。

今年度は全体計画策定から5年が経過し、中間目標年度にもあたることから、計画の見直しを行います。



図1 計画期間と目標年度

### (2) 廃棄物処理行政を取り巻く法体系や社会情勢の変化等

表1に示すとおり、令和元年度の全体計画策定から現在にかけて、廃棄物処理行政を取り巻く法体系や社会情勢に大きな変化が生じています。

これらの変化や社会のニーズに対応するためにも、計画の見直しが必要となっています。

表1 廃棄物処理行政を取り巻く法体系や社会情勢の変化

	時 期	内 容
法令	令和元年 10月	「食品ロス削減推進法」施行（目的：食品ロスの削減）
	令和4年 4月	「プラスチック資源循環法」施行（目的：プラスチック資源循環の高度化）
国	令和6年 8月	「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
	令和7年 2月	「廃棄物処理基本方針」改定
県	令和3年 3月	「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」策定
	令和4年 4月	「埼玉県環境基本計画（第5次）」策定
本市	令和3年 3月	「第5次三郷市総合計画」策定
	令和3年 3月	「第2次三郷市環境基本計画」策定
関連	令和6年 11月	「東埼玉資源環境組合地域循環型社会形成推進地域計画（第4期）」策定

## 2. 見直し計画の構成

見直し計画の構成を表2に示します。

表2 見直し計画の構成

第1章 計画策定の背景と趣旨	
第1節 背景	第2節 計画の位置付け
第3節 計画対象	第4節 計画期間と目標年度
第2章 地域の特性	
第1節 自然的状況	第2節 社会的状況
第3節 行政の動向	
第3章 ごみ処理の現状と評価	
第1節 ごみ処理体制の現状	第2節 ごみ量の実績
第3節 ごみ量実績の評価	第4節 ごみ処理の課題
第4章 ごみ処理の数値目標	
第1節 ごみ量推計方法	第2節 人口の将来推計
第3節 ごみ排出量・処理量の将来推計	
第5章 ごみ処理基本計画	
第1節 基本目標	第2節 発生・排出抑制計画
第3節 資源化計画	第4節 収集運搬計画
第5節 中間処理計画	第6節 最終処分計画
第6章 生活排水処理基本計画	
第1節 生活排水・し尿・汚泥処理の現状と評価	第2節 生活排水処理の数値目標
第3節 生活排水処理基本計画	
第7章 計画の推進体制	
第1節 計画の推進管理	第2節 計画のチェック体制

以降では、主な見直し内容を 見直し項目 で示します。

### 一般廃棄物（ごみ）に係る事項

#### 1. ごみ処理の課題

ごみ処理の現状に基づく、本市におけるごみ処理の課題を表3に示します。

表3 本市におけるごみ処理の課題（1）

現 状	課 題
(1) ごみの発生・排出抑制	
<ul style="list-style-type: none"><li>・国や県の実績と比較すると、1人1日あたりのごみ総排出量や1人1日あたりの家庭系ごみ排出量が多い。</li><li>・H27～R6にかけて、もえないごみは約31.0%減少しているが、もえるごみの減少率は約10.3%程度である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・1人1日あたり総排出量の削減に向けて、家庭ごみ、事業ごみの排出抑制が必要。</li><li>・もえるごみのさらなる減量化の取組が必要。</li></ul>

表3 本市におけるごみ処理の課題（2）

現 状	課 題
(2) 資源化	
1) 資源物 ・国や県の実績と比較すると、リサイクル率が低い。	・もえるごみやもえないごみに含まれて排出されている資源物の分別・資源化施策の強化が必要。
2) 生ごみの削減 ・食品ロスが社会問題化している。	・生ごみや食品ロスの「廃棄前」の排出抑制施策や、「廃棄後」の資源化施策等、各主体による各段階の取組が必要。
3) プラスチック類の資源化 ・東埼玉資源環境組合では、「プラスチック資源循環法」の施行等を受けて、将来的にプラスチック類の分別収集・資源化を実施する方針で検討を進めている。	新規の課題 ・構成市町と足並みを揃えながら、プラスチック類の分別及び資源化について検討が必要。
(3) ごみ処理施設	
・不燃物処理場が老朽化し、また処理効率が低下している。 ・最終処分量の減量に向けた効率的な資源化システムの構築や、リサイクルの推進、ごみの5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）や啓発事業の推進、自己搬入時の安全性・容易性の確保、災害発生時の対応力や処理の継続性の確保等が求められている。	・施設の更新に向けた検討が必要。
(4) その他	
1) 家庭ごみの有料化 ・東埼玉資源環境組合では、家庭ごみ有料化（指定袋制）について検討を進めている。	新規の課題 ・構成市町と足並みを揃えながら、家庭ごみ有料化の導入について検討が必要。
2) 充電式電池による火災対策 ・充電式電池に起因する、ごみの収集車両やごみ処理施設での火災が増加している。 ・国は、家庭から排出される充電式電池や充電式電池を内蔵した製品について、市町村での回収を求める方針を打ち出している。	新規の課題 ・適宜情報を収集し、充電式電池の回収検討していくことが必要。
3) 不法投棄対策 ・不法投棄が発生し続けている。	・不法投棄防止や事業者による適正処理促進の取組が必要。

## 2. 基本目標

### (1) ごみ処理の基本理念

日常生活の中で省資源、省エネルギー等の環境負荷の少ない社会システムやライフスタイルを取り入れ、地  
球環境保全及び資源循環に貢献するとともに、効率的かつ安定したごみ処理と災害に強い強靭な処理体制づ  
くりを市民、事業者、行政が一体となって目指すことを基本理念とします。

### (2) ごみ処理の基本方針

基本理念に基づくごみ処理の基本方針を表4に示します。

表4 ごみ処理の基本方針

方針1： 5Rが根付いた 地域社会の形成	<ul style="list-style-type: none"><li>ごみの発生・排出ができる限り抑制（リデュース・リフューズ）します。</li><li>ごみとして排出する前に再使用（リユース・リペア）します。</li><li>ごみを排出する場合には原材料としてリサイクルし、直接リサイクルする ことが困難なごみはサーマルリサイクルします。</li><li>それでもなお残ったごみについては適正処分します。</li></ul>
方針2： 市民・事業者・市の役割分担と パートナーシップによる 地域循環の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>市民は環境配慮型の生活様式を選択し、事業者は「排出事業者責任」、「拡大生産者責任」の観点から製品が廃棄された後まで責任を持ち、市は3者のパートナーシップに基づいて連携、協働する協力関係を構築します。</li><li>市は環境教育、意識啓発に取り組みます。</li></ul>
方針3： 安心・安全で 環境負荷が少なく、 強靭な処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>安心・安全で環境負荷の少ない廃棄物処理システムづくりを推進します。</li><li>経済性を考慮した効率的な事業運営を推進します。</li><li>被災時においても適切な対処ができるよう強靭なごみ処理体制の構築を 目指します。</li></ul>

### (3) ごみ処理の数値目標

国や県で新たに設定された目標値を踏まえ、見直し計画の数値目標を表5のとおりとします。

表5 ごみ処理の数値目標

項目	年 度	実績値		目標値
		平成30年度	令和6年度	
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量※1	g/人・日	564.0	506.5	478.0 以下
事業ごみ排出量※2	t/年	12,263	10,616	10,301 以下
1人1日あたりの総排出量※2	g/人・日	922.7	812.5	777.2 以下
1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	75.4	64.4	61.9 以下

※1：資源物を除く

※2：資源物を含む

## 3. 基本目標を達成するための取組

基本目標を達成するための主な取組を次に示します。

## (1) 発生・排出抑制計画

### 1. 家庭ごみに対する取組

#### 1) もえるごみの発生・排出抑制

記載の拡充

関連する課題 (1) 家庭ごみ、事業ごみの排出抑制や、もえるごみのさらなる減量化

(2) 生ごみや食品ロスの「廃棄前」の排出抑制や、「廃棄後」の資源化

① 食品ロス削減についての広報、啓発【強化・充実】

② 生ごみ等の水切りの徹底【継続・推進】

③ 生ごみ処理容器等の利用促進【継続・推進】

④ 生ごみ堆肥化等の促進【強化・充実】

⑤ 使い捨て製品やレジ袋の使用抑制【強化・充実】

⑥ プラスチック類の発生抑制・適正排出の促進【強化・充実】

#### 2) もえないごみ・粗大ごみの発生・排出抑制

記載の拡充

① 再使用（リユース、リペア）の促進【強化・充実】

② レンタル・シェアリング・サブスクリプションの利用促進【強化・充実】

#### 3) 市民への意識啓発

① 5Rについての情報提供の推進【強化・充実】

② 優良な取組事例の紹介【調査・研究】

③ イベントの開催【継続・推進】

④ 環境美化推進員との連携【継続・推進】

⑤ 環境学習・環境教育の推進【強化・充実】

記載の拡充

⑥ 家庭ごみ有料化の検討【調査・研究】

新規の取組

関連する課題 (4) 1) 構成市町と足並みを揃えながらの家庭ごみ有料化導入の検討

### 2. 事業ごみに対する取組

#### 1) もえるごみ・もえないごみの発生・排出抑制

関連する課題 (1) 家庭ごみ、事業ごみの排出抑制や、もえるごみのさらなる減量化

(2) 生ごみや食品ロスの「廃棄前」の排出抑制や、「廃棄後」の資源化

① 生ごみ・食品ロス削減の促進【強化・充実】

② 生ごみ・食品ロス削減システムの構築促進【強化・充実】

③ 紙類の発生抑制・資源化の促進【継続・推進】

④ 大量排出事業者によるごみ削減の促進【継続・推進】

#### 2) 事業者責任の明確化

① 排出事業者責任の徹底【継続・推進】

② 拡大生産者責任の普及促進【継続・推進】

#### 3) 事業者への意識啓発

① 情報提供の推進【継続・推進】

② 優良な取組事例の紹介【調査・研究】

③ 事業系ごみ削減キャンペーンの実施【継続・推進】

④ エコショップ制度の検討【調査・研究】

⑤ 搬入ごみ検査の実施【継続・推進】

## (2) 資源化計画

### 1. 家庭ごみに対する取組

関連する課題 (2) 1) もえるごみやもえないごみに含まれる資源物の分別・資源化施策の強化

- 1) 紙類の資源化促進【継続・推進】
- 2) 小型家電の資源化促進【強化・充実】
- 3) 充電式電池の回収・資源化促進【強化・充実】 記載の拡充
- 関連する課題 (4) 2) 火災対策に向けた、充電式電池の回収体制の検討
- 4) 廃食用油の資源化検討【調査・研究】
- 5) 新たな分別品目の設定及びリサイクルルートの確保【調査・研究】 記載の拡充
- 関連する課題 (2) 3) 構成市町と足並みを揃えながらのプラスチック類分別収集・資源化の検討
- 6) 集団資源回収の促進【継続・推進】
- 7) 再生品の利用促進【調査・研究】

### 2. 事業ごみに対する取組

関連する課題 (2) 1) もえるごみやもえないごみに含まれる資源物の分別・資源化施策の強化

- 1) 生ごみの資源化促進【継続・推進】
- 関連する課題 (2) 2) 生ごみや食品ロスの「廃棄前」の排出抑制や、「廃棄後」の資源化
- 2) 刈り草・せん定枝の資源化促進【継続・推進】
- 3) 紙類の資源化促進【継続・推進】
- 4) その他資源物の資源化促進【継続・推進】

## (3) 収集運搬計画

### 1. 分別排出の促進

- 1) 分別の徹底【強化・充実】
- 2) 集積所の適正管理
- 関連する課題 (4) 3) 不法投棄防止や事業者による適正処理の促進
  - ① 集積所の監視【継続・推進】
  - ② 事業ごみの集積所への排出抑制【強化・充実】
  - ③ ごみ集積所の継続確保【継続・推進】
  - ④ 鳥獣害対策の検討【調査・研究】
- 3) 転入者、集合住宅入居者、外国人居住者等への啓発【強化・充実】
- 4) 収集方法の調査、検討【調査・研究】
- 5) 有害物、処理困難物への対応【継続・推進】

### 2. 適切な収集運搬

- 1) 収集運搬方法の検討【調査・研究】
- 2) 収集運搬体制の検討【継続・推進】
- 3) 収集運搬事業者との連携
  - ① 安全の確保【継続・推進】
  - ② 災害時の対応【強化・充実】
- 4) 環境負荷の少ない収集運搬の推進【強化・充実】

#### (4) 中間処理計画

1. 適切な中間処理
1) プラスチック類の中間処理の検討【調査・研究】 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px;">新規の取組</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関連する課題</span> (2) 3) 構成市町と足並みを揃えながらのプラスチック類分別収集・資源化の検討
2. (仮称) 新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場施設整備計画の推進【継続・推進】
3. 施設の運営、維持管理
1) 東埼玉資源環境組合第一工場、第二工場ごみ処理施設の運営、維持管理【強化・充実】 2) 不燃物処理場、(仮称) 新・三郷市一般廃棄物不燃物処理場の運営、維持管理【強化・充実】
4. 委託による中間処理
1) 委託処理の継続【継続・推進】 2) 民間事業者の技術、資源化ルートの活用【調査・研究】
5. 災害廃棄物の処理
1) 災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理体制の構築【強化・充実】 2) 仮置場の確保【継続・推進】 3) 廃棄物処理施設の強靭化【継続・推進】 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関連する課題</span> (3) 災害発生時の対応力や処理の継続性の確保に向けた不燃物処理場の更新検討 4) 最終処分量の低減【継続・推進】 5) 広域処理体制の構築【強化・充実】
6. 一般廃棄物処理経費の検討【継続・推進】

#### (5) 最終処分計画

1. 適切な最終処分
1) 焼却残渣の最終処分【継続・推進】 2) 不燃残渣の最終処分【継続・推進】
2. 施設の運営、維持管理
1) 東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場の運営、維持管理【継続・推進】 2) 三郷市一般廃棄物最終処分場の運営、維持管理【継続・推進】
3. 安定した最終処分体制の確保【継続・推進】

## 一般廃棄物（生活排水・し尿）に係る事項

### 1. 生活排水処理の課題

生活排水処理の現状に基づく、本市における生活排水処理の課題を表6に示します。

**表6 本市における生活排水処理の課題**

現 状	課 題
(1) 生活排水の適正処理 ・単独処理浄化槽や汲み取り便槽を利用している家庭では、生活排水が未処理のまま公共用海域に流れるため、河川や海洋の汚染、汚濁が懸念される。 ・県や近隣市町の実績と比較すると、生活排水処理率が低い。	・公共下水道、合併処理浄化槽の普及、利用の促進が必要。
(2) 下水道の利用促進 ・下水道区域内における下水道未接続家庭がある。	・浄化槽利用者、汲み取り便槽利用者への下水道への切り替え促進が必要。
(3) 合併処理浄化槽の適切な維持管理 ・合併処理浄化槽の維持管理が適切に行われない場合、高い処理性能を発揮することができない。	・合併処理浄化槽利用家庭・事業者に対し、適切な維持管理方法の啓発が必要。
(4) 収集運搬の効率化、強靭化 ・し尿・浄化槽汚泥の収集量が年々減少している。 ・災害発生時における収集運搬体制の確保が重要となっている。	・効率的な収集運搬を行う必要がある。 ・収集運搬事業者及び近隣市町との連携強化が必要。

### 2. 基本目標

#### (1) 生活排水処理の基本方針

生活排水処理の基本方針を表7に示します。

**表7 生活排水処理の基本方針**

方針1：生活排水未処理の削減	・単独処理浄化槽、汲み取り便槽利用者に対し、合併処理浄化槽への転換または下水道への接続を促進します。
方針2：効率的なし尿及び浄化槽汚泥の処理システムづくり	・東埼玉資源環境組合と連携し効率的な処理システムづくりを推進します。
方針3：市民、事業者、市の協働による水環境の保全	・市民、事業者、市が協働して生活排水処理対策に取り組みます。

#### (2) 生活排水処理の数値目標

「中川流域関連三郷公共下水道事業計画」の変更に基づいた、生活排水処理の数値目標を表8に示します。

**表8 生活排水処理の数値目標**

項目	年度	実績値		目標値
		平成30年度	令和6年度	
生活排水処理率	%	82.1	90.5	95.1%

### 3. 基本目標を達成するための取組

基本目標達成するための主な取組を以下に示します。

1. 生生活排水の処理計画
<b>関連する課題</b> (1) 公共下水道、合併処理浄化槽の普及、利用の促進 (2) 浄化槽利用者、汲み取り便槽利用者への下水道への切り替え促進 (3) 合併処理浄化槽利用家庭・事業者への適切な維持管理方法の啓発 1) 公共下水道の整備【継続・推進】 2) 下水道接続率の向上【継続・推進】 3) 合併処理浄化槽の普及、管理【継続・推進】
2. し尿・汚泥の収集運搬計画【継続・推進】
<b>関連する課題</b> (4) 収集運搬の効率化と、災害発生に向けた連携体制の強化
3. 中間処理計画、最終処分計画【継続・推進】
4. 広報、啓発 1) 水環境に係る意識の高揚【強化・充実】 2) 環境教育の推進【強化・充実】

### 計画の推進体制に係る事項

ごみ処理や生活排水の処理に関する計画や施策を円滑かつ効果的に推進し、循環型社会の実現を目指すため、図2に示すPDCAサイクルによる本計画の進捗評価を年度ごとに実施し、現状や見直し方針等を年度ごとに市民、事業者へ広報、ホームページ、環境事業報告書、実施計画等で公表するとともに、環境審議会で報告を行うことで、得られた意見や提案を施策に反映していきます。

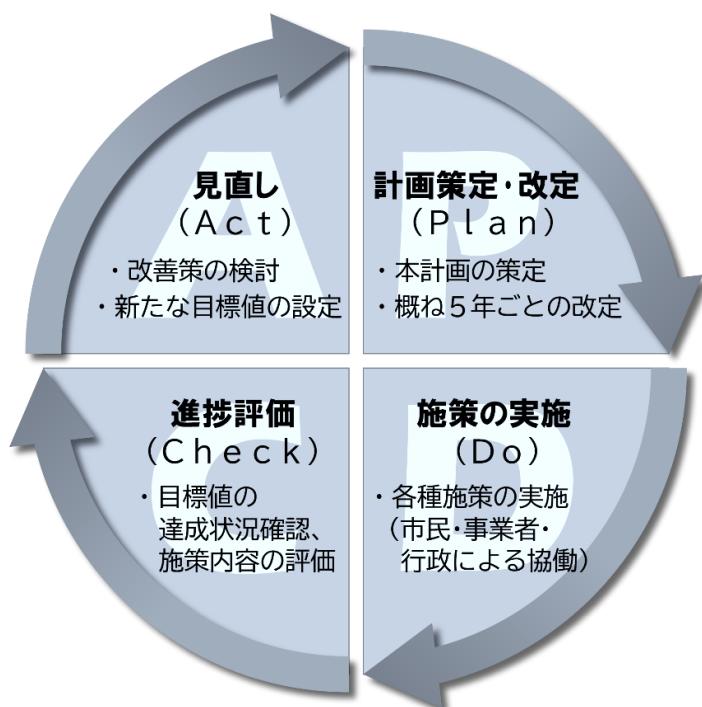


図2 計画の推進管理のPDCAサイクル